

「足立区事務手数料条例」の改正に伴う長期優良住宅に係る手数料一覧

(令和4年10月1日施行)

1. 住宅を新築する場合（法第5条1項～4項）

(単位：円)

一の建築物の床面積の合計	確認書等添付	添付書類なし
100 m ² 以内・戸建て	7,100	52,000
100 m ² 超 500 m ² 以内	13,000	122,000
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	22,000	196,000
1,000 m ² 超 2,500 m ² 以内	32,000	386,000
2,500 m ² 超 5,000 m ² 以内	57,000	691,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	94,000	1,188,000

2. 住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合（法第5条1項～5項）又は当該住宅について建築行為を行わない場合（法第5条6項、7項）

(単位：円)

一の建築物の床面積の合計	確認書等添付	添付書類なし
100 m ² 以内・戸建て	10,000	78,000
100 m ² 超 500 m ² 以内	19,000	183,000
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	33,000	293,000
1,000 m ² 超 2,500 m ² 以内	47,000	579,000
2,500 m ² 超 5,000 m ² 以内	85,000	1,037,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	140,000	1,782,000

3. 変更認定

当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積、床面積が増加する場合は増加した部分の床面積を上記1又は2に当てはめた金額

4. 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の変更認定

2,300円

5. 地位の承継の承認

2,300円